

奈良市公報

第131号

令和6年11月1日発行

発行所 奈良市役所

発行人 奈良市長

編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
10	7	30	奈良市公報号外第26号に掲載	人事課
10	7	31	奈良市公報号外第26号に掲載	人事課
10	7	32	奈良市公報号外第26号に掲載	子ども政策課
10	7	33	奈良市公報号外第26号に掲載	国保年金課
10	7	34	奈良市公報号外第26号に掲載	文化振興課
10	7	35	奈良市公報号外第26号に掲載	スポーツ振興課
10	7	36	奈良市公報号外第26号に掲載	スポーツ振興課
10	7	37	奈良市公報号外第26号に掲載	福祉政策課
10	7	38	奈良市公報号外第26号に掲載	消防局予防課

告 示

月	日	番号	件名	主管
10	1	511	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
10	1	512	指定公金事務取扱者の指定	介護福祉課
10	1	513	農用地利用集積計画の決定	農政課
10	1	514	道路の位置指定	建築指導課
10	1	515	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
10	1	516	令和6年度一般廃棄物処理実施計画の変更	廃棄物対策課
10	1	517	平成25年奈良市告示第178号（障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準）の一部改正	障がい福祉課
10	1	518	令和6年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
10	1	519	令和5年度奈良市一般会計歳入歳出決算等の要領	財政課
10	1	520	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
10	2	521	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
10	2	522	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
10	3	523	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
10	3	524	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課

10	3	525	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
10	3	526	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定 の辞退	障がい福祉課
10	4	527	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	4	528	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	7	529	道路の区域変更	土木管理課
10	7	530	道路の供用開始	土木管理課
10	7	531	歩行者専用道路の指定	土木管理課
10	8	532	奈良農業振興地域整備計画の変更	農政課
10	8	533	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	8	534	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	8	535	差押調書の公示送達	滞納整理課
10	9	536	指定納付受託者の指定	会計課
10	10	537	住居番号の設定	市民課
10	10	538	令和6年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
10	10	539	指定納付受託者の指定	DX推進課
10	10	540	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	10	541	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	11	542	奈良市物品購入等入札参加の資格等に関する要領	契約課
10	11	543	放置自転車等の保管	環境政策課
監 査				
月	日	番号	件 名	
10	4	12	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
10	1	57	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
10	7	58	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
10	7	59	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
10	8	18	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
10	14	12	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	
10	14	13	衆議院小選挙区選出議員選挙における公営ポスター掲示場の設置	
10	15	1(※1)	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における奈良市第1開票区開票 管理者の印	

10	15	1(※2)	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における奈良市第2開票区開票管理者の印
10	15	14	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市在外選挙人名簿登録者の期日前投票所の指定
10	15	15	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の設置
10	15	16	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者等の選任
10	15	17	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の記載場所
10	15	18	衆議院小選挙区選出議員選挙における本市第1開票区の候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじを行う日時等
10	15	19	衆議院小選挙区選出議員選挙における本市第2開票区の候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじを行う日時等
10	15	20	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市第1開票区の開票の日時等
10	15	21	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市第2開票区の開票の日時等
10	15	22	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市第1開票区の開票管理者等の選任
10	15	23	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市第2開票区の開票管理者等の選任
10	15	24	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市各投票区の投票所の設置
		(※1)	衆議院議員総選挙奈良市第1開票区開票管理者告示
		(※2)	衆議院議員総選挙奈良市第2開票区開票管理者告示
農 業 委 員 会			
月	日	番号	件 名
10	7	10	農業委員会総会の招集

告

示

奈良市告示第511号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和6年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期 別	発送年月日	納期限
令和5年度国民健康保険料督促状	6月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	11月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	3月期	令和6年4月18日	令和6年5月2日
令和5年度国民健康保険料督促状	3月期	令和6年5月20日	令和6年6月3日
令和5年度国民健康保険料督促状	3月期	令和6年6月20日	令和6年7月2日
令和6(5)年度国民健康保険料督促状	4月期	令和6年5月20日	令和6年6月3日
令和6(5)年度国民健康保険料督促状	5月期	令和6年6月20日	令和6年7月2日
令和6(5)年度国民健康保険料督促状	6月期	令和6年7月18日	令和6年8月1日
令和6(5)年度国民健康保険料督促状	8月期	令和6年9月19日	令和6年10月3日
令和6年度国民健康保険料督促状	6月期	令和6年7月18日	令和6年8月1日
令和6年度国民健康保険料督促状	7月期	令和6年8月20日	令和6年9月3日
令和6年度国民健康保険料督促状	8月期	令和6年9月19日	令和6年10月3日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和6年10月19日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和6年10月1日掲示済)

奈良市告示第512号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
兵庫県神戸市中央区伊藤町119 大樹生命神戸三宮ビル3F 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター 代表取締役 池 恵二	ケアプラン作成等資料コピー代（手数料）

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年9月1日

委託をした日：令和6年9月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

(令和6年10月1日揭示済)

奈良市告示第513号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定により公告する。

令和6年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸
(令和6年10月1日揭示済)

奈良市告示第514号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和6年10月1日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条町 113 番 4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
道路の位置	奈良市平松四丁目 427 番、429 番の各一部
道路の幅員	最大 4.50m 最小 4.50m
道路の延長	28.97m
指定年月日	令和 6 年 10 月 1 日
指 定 番 号	第 R0519 号

(令和6年10月1日揭示済)

奈良市告示第515号

令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

帝塚山クリニック	帝塚山一丁目 1-33-101 ツインコート帝塚山 1F		○		○	○					○			
寺崎クリニック	南城戸町 67										○			

改める。

(令和6年10月1日揭示済)

奈良市告示第516号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 4 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日付けで告示した令和 6 年度奈良市一般廃棄物処理実施計画（令和 6 年奈良市告示第 186 号）の一部を変更したので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 35 号）第 7 条第 2 項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

令和6年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	7
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	8
(4) 収集運搬計画	11
(5) 中間処理・再生利用計画	15
(6) 最終処分計画	23
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	24
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	24
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	25
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	25
(4) 収集運搬計画	25
(5) 中間処理計画	26

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 進捗状況

	基準年度 令和元年度 (実績)	直近年度		本計画 令和6年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)
		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)			
人口	355,529人	350,318人	348,400人	346,400人	338,538人	325,265人
ごみ搬入量	89,771t	82,315t	81,276t	78,450t	73,256t	69,773t
令和元年度比	100%	92%	91%	87%	82%	78%
1人1日当たり	690g	644g	637g	620g	593g	586g
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	52,331t	48,411t	45,142t	43,254t
	令和元年度比	100%	93%	86%	80%	77%
	1人1日当たり	433g	409g	401g	365g	363g
	事業系ごみ	33,458t	29,984t	30,039t	28,114t	26,519t
	令和元年度比	100%	90%	90%	84%	79%
	1人1日当たり	257g	234g	236g	228g	223g
焼却処理量	83,839t	78,342t	77,136t	72,014t	68,170t	64,979t
令和元年度比	100%	93%	92%	86%	81%	78%
1人1日当たり	644g	613g	607g	570g	552g	546g
最終処分量	14,696t	12,745t	12,382t	10,549t	12,453t	11,812t
令和元年度比	100%	87%	84%	72%	85%	80%
1人1日当たり	113g	100g	97g	83g	101g	99g
再生利用率	21%	21%	21%	21%	24%	24%

※令和元年度及び令和4年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

※令和4年度実績においては、令和元年度と比較して、全体のごみ搬入量が8%（家庭系ごみが7%、事業系ごみが10%）、焼却量が7%、最終処分量が13%減少している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収集 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収集 (直営・委託)	(令和6年9月まで) 破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	(令和6年9月まで) 破碎スクラップは再生利用、その他不燃物は埋立 (直営) (令和6年10月から) 委託先の二次処理施設において選別後、破碎可燃物は焼却(焼却灰は焙焼処理し再生利用)、破碎スクラップは再生利用、その他不燃物は埋立 (委託)
大型ごみ 重量物または450gのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)	(令和6年10月から) 委託先の一次処理施設へ運搬し、破碎処理の後、二次処理施設へ運搬 (委託)	
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (直営)	草木類は再生利用 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 電池類は拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収集 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収集 (委託)	選別し、圧縮 (委託)	再生利用
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センサーで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
陶磁器製・ガラス製食器類 リユースできない陶磁器製及びガラス製食器類	公共施設で拠点回収 イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食等の残さ	随時収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

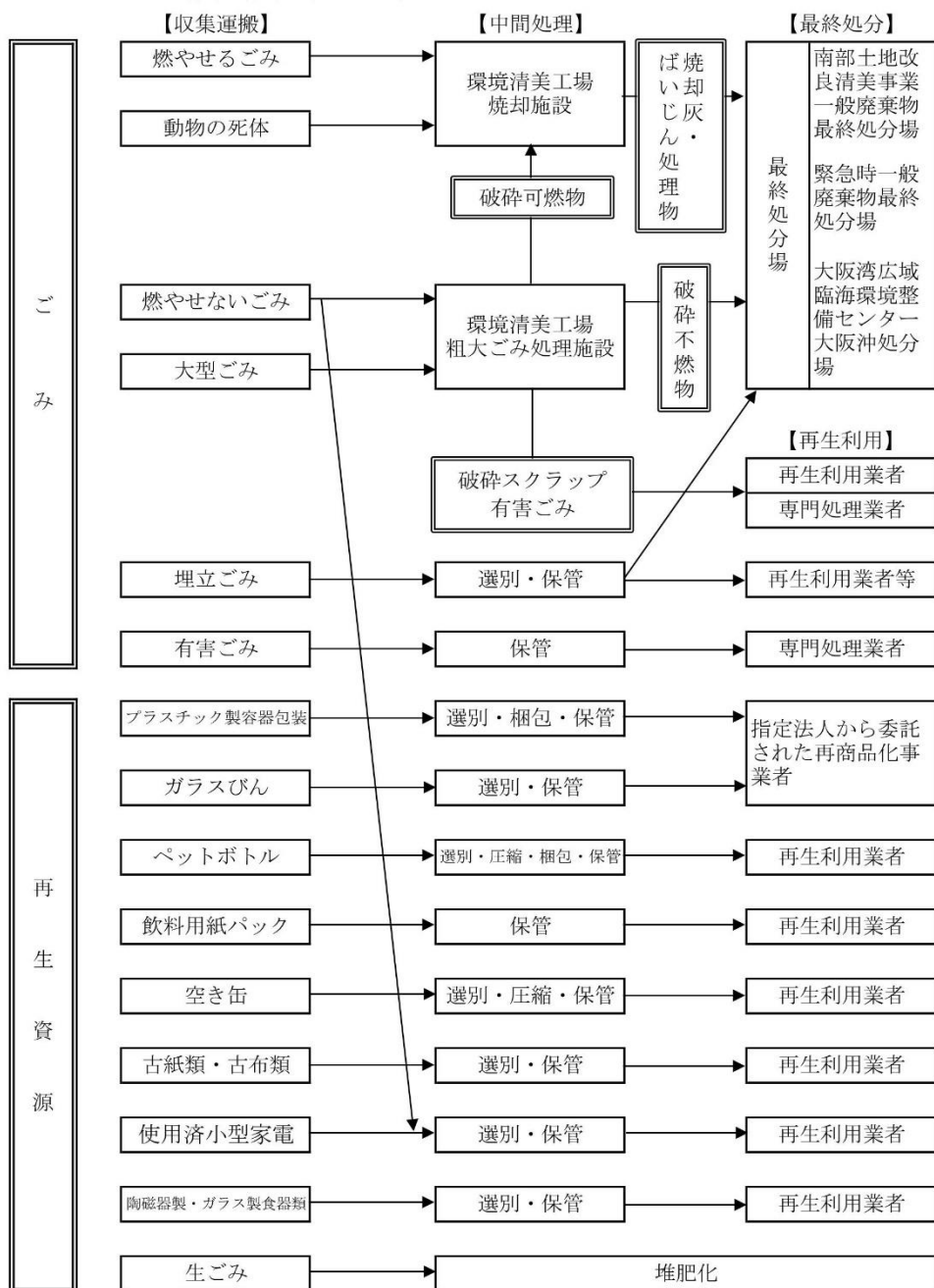
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ゴミ処理体系（令和6年9月まで）



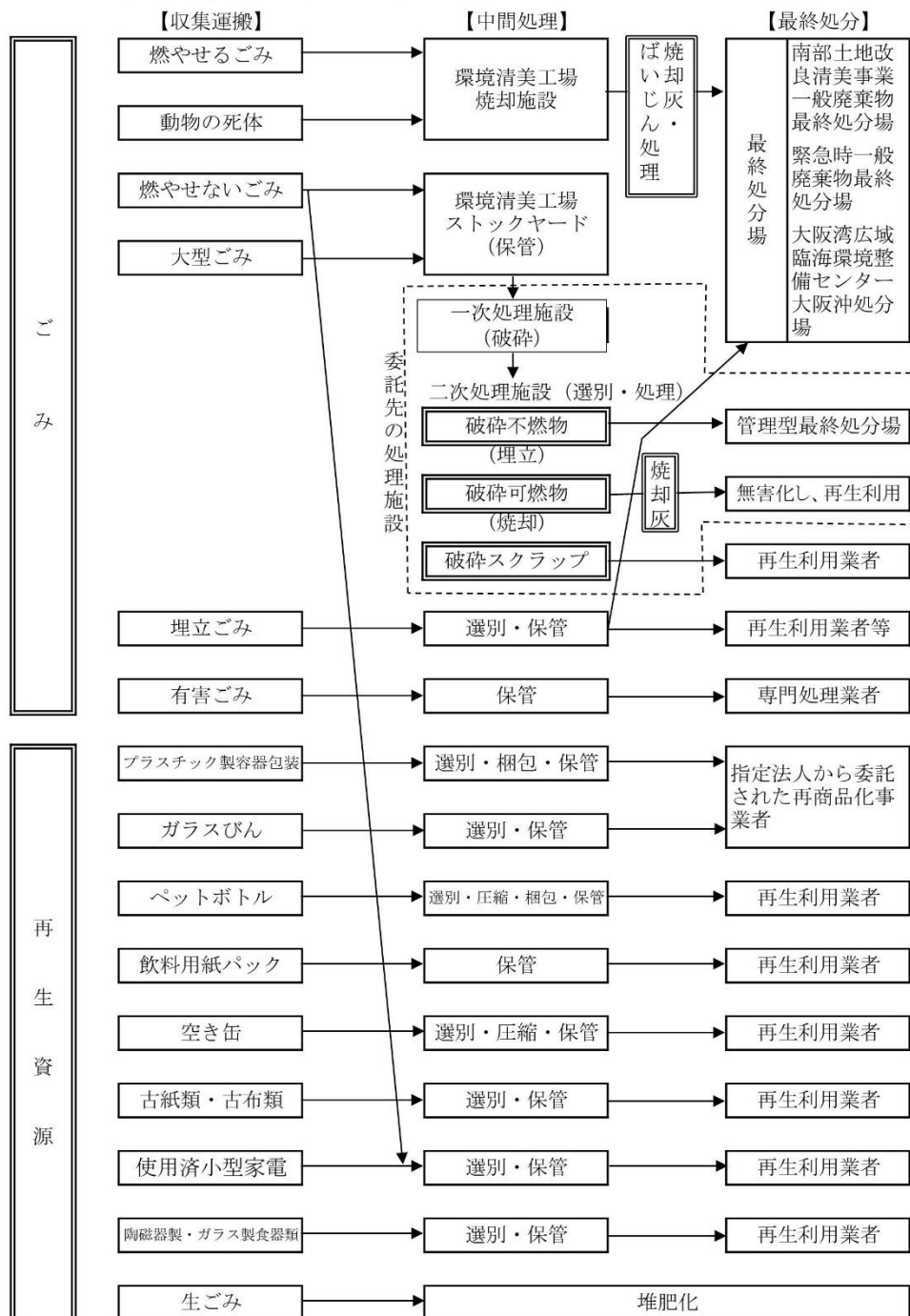
※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したものうち該当物を別途回収したものに限り。

※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限り。

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さに限り。

オ ゴミ処理体系（令和6年10月から）



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限る。

※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和6年10月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	34
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(5) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3 R の推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に 1 回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ガラス製食器類のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。

区分	取組	具体的な内容
3 R の推進	小型家電コンテナ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者へ引渡し、再資源化を行う。
	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製造する。製造した肥料は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年4月）に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャンペーン	テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。主に市内小学校をターゲットにしており、その他公民館等の成人向けにも開催する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスター、啓発音源を作製し、協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
適正処理の推進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルール徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
新クリーンセンター建設	ごみ焼却施設の移転	建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを令和3年度に行い、新たな計画を策定した。今後は、計画推進に向けた庁内体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(令和6年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
家庭系	燃やせるごみ	38,021 t	-	1,839 t	39,860 t
	燃やせないごみ	2,353 t	-	2,598 t	4,951 t
	大 型 ご み	2,357 t	-	-	2,357 t
	埋 立 ご み	1,188 t	-	-	1,188 t
	有 害 ご み	55 t	-	-	55 t
	再 生 資 源	6,317 t	-	369 t	6,686 t
	小 計	50,291 t	-	4,806 t	55,097 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	28,769 t	1,044 t	29,813 t
	燃やせないごみ	0 t	226 t	0 t	226 t
	生 ご み	143 t	-	-	143 t
	小 計	143 t	28,995 t	1,044 t	30,182 t
	合 計	50,434 t	28,995 t	5,850 t	85,279 t
	動物の死体	1,350 体	-	-	1,350 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生资源収集基地

名 称	廃棄物対策課リサイクル分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名 称	株式会社武田環境
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「奈良市申込品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。（電池類は拠点回収も実施）	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又はイベント回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出、又はイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,402 t
	ガラスびん	1,694 t
	ペットボトル	500 t
	飲料用紙パック	69 t
	空き缶	454 t
	古紙類・古布類	313 t
	使用済小型家電	234 t
	陶磁器製及びガラス食器類	20 t
	生ごみ	143 t
	小計	6,829 t
破碎スクラップ回収		490 t
有害ごみ回収		55 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		900 t
集団資源回収		14,490 t
合計		22,764 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営または委託先のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残さを含む）、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	69,673 t
	破碎可燃物	2,341 t
	合 計	72,014 t
	動物の死体	1,350 体
残 さ 量	焼却灰	6,245 t
	ばいじん処理物	1,259 t
	焼却灰（非鉄）	1,937 t
	合 計	9,441 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 焼却灰（非鉄）：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 破碎処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	2,472 t
	大型ごみ	1,178 t
	有害ごみ	55 t
	合 計	3,705 t
残 さ 量	破碎可燃物	2,340 t
	破碎不燃物	820 t
	破碎スクラップ	490 t
	有害ごみ	55 t
	合 計	3,705 t
処 分 先	破碎可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破碎スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

※注 令和6年9月末で破碎処理を停止する。

c 委託先の処理施設

名 称	三重中央開発株式会社（各処理施設）	
所 在 地	京都リサイクルセンター：京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重リサイクルセンター：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
処 理 方 法	破碎、焼却、焙焼、管理型埋立	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	2,471 t
	大型ごみ	1,179 t
	合 計	3,650 t
処 分 先	破碎可燃物：焼却処理し、発生した焼却灰は無害化し再生利用 破碎不燃物：管理型埋立 破碎スクラップ：再生利用業者	

※注 令和6年10月から処理開始

※注 中間処理から最終処分までの全ての処理が行われる。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

名 称	草木類選別保管施設
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地
処 理 方 法	選別・保管
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ
処 理 量 ※ 注	900 t
処 分 先	草木類：再生利用業者等 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	55 t

c プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設		
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内		
処 理 方 法	選別及び梱包		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ		
処 理 量	プラスチック製容器包装		3,402 t
	選別残さ		798 t
		合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設		

d ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	859 t
	ガラスびん（茶色）	384 t
	ガラスびん（その他の色）	451 t
	合 計	1,694 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

※注 不燃物残さについては、令和6年10月から環境清美センタースtockヤードにて保管の後、委託先の処理施設にて中間処理・最終処分を行う。

e ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.7t/h（0.3t/h×1基、0.4t/h×1基）	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	500 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

※注 不燃物残さについては、令和6年10月から環境清美センタースtockヤードにて保管の後、委託先の処理施設にて中間処理・最終処分を行う。

f ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処 理 量	500 t	
処 分 先	再生利用業者	

g 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※ 注	69 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

※注 不燃物残さについては、令和6年10月から環境清美センタースtockヤードにて保管の後、委託先の処理施設にて中間処理・最終処分を行う。

h 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所		
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
処 理 方 法	機械選別及び圧縮		
処 理 能 力	1.33t／h（0.63t／h、0.7t／h）		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ		
処 理 量 ※ 注	アルミ缶		224 t
	スチール缶		230 t
		合計	454 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設		

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

※注 不燃物残さについては、令和6年10月から環境清美センタースtockヤードにて保管の後、委託先の処理施設にて中間処理・最終処分を行う。

i 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設		
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
処 理 方 法	屋外保管		
面 積	460 m ²		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処 理 量	アルミ缶		224 t
	スチール缶		230 t
		合計	454 t
処 分 先	再生利用業者		

j 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	23 t
	雑誌	132 t
	ダンボール	98 t
	古布類	59 t
	合 計	313 t
処 分 先	再生利用業者	

k 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	234 t	

l 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破碎処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	陶磁器製及びガラス製食器類	
処 理 量	20 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920m ²	
埋立面積	58,100m ²	
埋立容量	747,900m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	6,245 t
	破碎不燃物	820 t
	合計	7,065 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611m ²	
埋立面積	27,400m ²	
埋立容量	264,403m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量	288 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

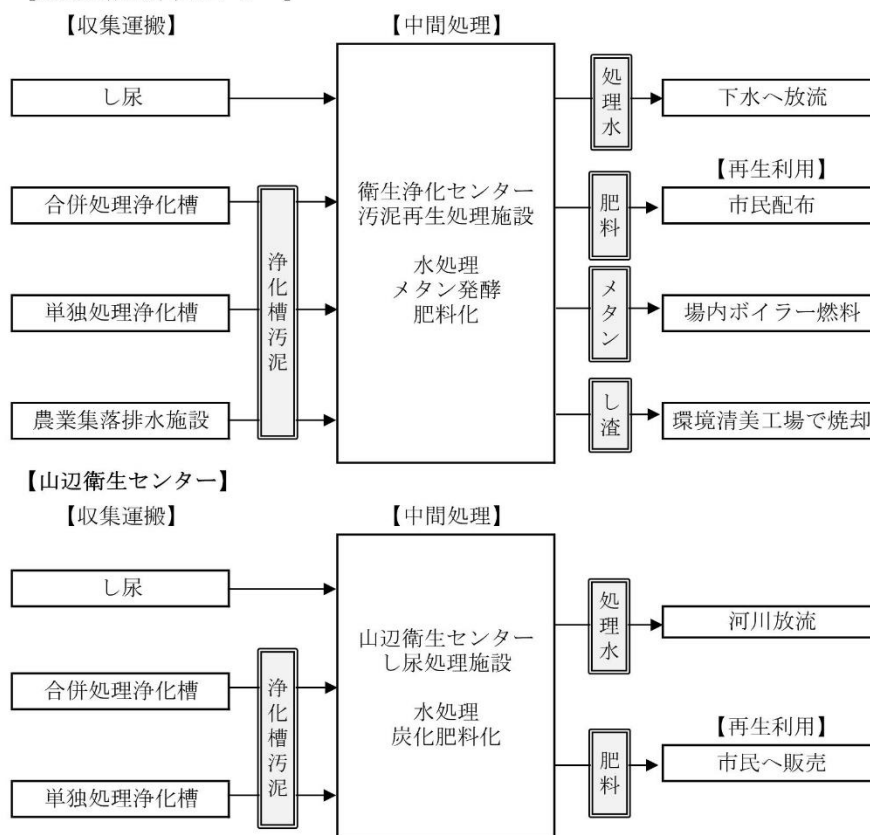
所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000m ³	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	1,259 t
	焼却灰(非鉄)	1,937 t
	合計	3,196 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

ア 処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は肥料として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営)

【奈良市衛生浄化センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和6年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和4年度(実績値)		令和6年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	2,622 kℓ	0 kℓ	2,457 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	12,146 kℓ	0 kℓ	12,482 kℓ
計	2,622 kℓ	12,146 kℓ	2,457 kℓ	12,482 kℓ
合計	14,768 kℓ		14,939 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和4年度(実績値)		令和6年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	605 kℓ	0 kℓ	605 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	5,251 kℓ	0 kℓ	5,300 kℓ
計	605 kℓ	5,251 kℓ	605 kℓ	5,300 kℓ
合計	5,856 kℓ		5,905 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ／24h
	生ごみ	3.4t／24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	2,457 kℓ
	浄化槽汚泥	12,482 kℓ
	合計	14,939 kℓ
残さ量	5 t	
堆肥化量	127 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ／24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	605 kℓ
	浄化槽汚泥	5,300 kℓ
	合計	5,905 kℓ
堆肥化量	（山添村で発生の汚泥由来分を含む） 17 t	

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

(令和 6 年 10 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 517 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準（平成 25 年奈良市告示第 178 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 10 月 1 日から適用します。

令和 6 年 10 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 日常生活用具給付事業の表に次のように加える。

自家発電機又は外部バッテリー	100,000
----------------	---------

(令和 6 年 10 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 518 号

令和 6 年奈良市議会 9 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 6 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 令和 6 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 6 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,820,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,043,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。